

## 甲第3号議案 令和7年度岡山市一般会計予算について

## 1 部活動の地域展開に係る予算について

歳出 第2款総務費 第1項総務管理費中 部活動地域展開モデル事業について。  
教員の働き方改革の中で、部活動のあり方が課題になっています。

放課後、早朝、休日に活動が行われる部活動は先生方の長時間労働の要因になっていることは間違いなく、改革は必要です。

その上で、部活動は体験機会や人間関係で子どもの学校生活で重要な部分になっていると考えます。

スポーツクラブや大学生に任せて、単に学校からなくすことになっては、教育的な意味が薄れて、保護者の負担増や子どもたちの格差にもなりかねません。

そこでお尋ねします。

ア 部活動の地域移行と地域展開の違いはなんですか。

イ 文化部の対応はどうなっていますか。

## 2 自転車利用促進について

歳出 第8款土木費 第20項都市計画費中、自転車利用促進に係る費用について、お尋ねします。

ア 自転車通行空間ネットワークは、計画延長に対する整備率はどうなっていますか。

イ 2021年度の市のアンケートで、自転車通行空間の整備が望まれる道路として、生活道路と最寄りの鉄道駅までの経路を合わせると、市中心部に匹敵する割合になっています。計画路線以外の自転車走行環境の整備はどのように進めますか。

## 3 甲第3号議案 令和7年度岡山市一般会計予算について

甲第4号議案 令和7年度岡山市国民健康保険費特別会計予算について

市の歳入と国庫負担について

令和7年度岡山市一般会計予算 歳入 第1款 第1項市民税および

令和7年度岡山市国民健康保険事業費特別会計 歳入 第1款国民健康保険料 第1項国民健康保険料について、

昨年から、年収が103万円を超えると所得税が生じる「年収の壁」の見直しが議論されているところです。

昨年12月27日に閣議決定された「令和7年度税制改正の大綱」により、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応の観点から、所得税では基礎控除額の引き上げや給与所得控除の最低保証額の引き上げなどが挙げられており、加えて地方税も見直しがされ、政府の試算では地方税の住民税の減収は最大1,000億円になると示されています。

生計費非課税の観点や働ける人は働いて収入を増やせることは大切です。同時に、ワンイシューで壁は引き上げられたが他の負担も上がった、では暮らしはよくなりません。

そこでお尋ねします。

ア 税制改正の方向なら、一般会計で市税収入への影響がどうなりますか。

イ 税制改正の方向なら、国民健康保険費特別会計で保険料収入にどのような影響がありますか。

#### 4 甲第51号議案 岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

甲第51号議案は、こども誰でも通園制度を実施するための条例制定です。

2024年度に試行が行われています。

未入園児が残されているとはいえ、待機児解消は進んできました。

子どもを預ける場所の質の確保と向上の方に力を入れていくべきです。

誰でも預けたい時に預けられる、という便利さ先行では本当には子どものためになりません。

そこでお尋ねします。

ア 試行の内容はどのようなものでしたか。

イ 試行での利用状況はどうなっていますか。

#### 5 甲第49号議案 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

未入園児が残されているとはいえ、待機児解消は進んできました。

子どもを預ける場所の質の確保と向上の方に力を入れていくべきです。

そこでお尋ねします。

ア 家庭的保育事業者等の数とそのうち連携施設を持たないものの数はどれだけですか。

## 6 甲第 52 号議案 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

未入園児が残されているとはいえ、待機児解消は進んできました。

子どもを預ける場所の質の確保と向上の方に力を入れていくべきです。

そこでお尋ねします。

ア 特定地域保育事業者の数とそのうち連携施設を持たないものの数はどれだけですか。

## 7 甲第 24 号議案 岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

現行条例では、市民生活局について、(1) は省略して、(2) 歴史や美術をはじめとする文化事業の推進と市民のスポーツ・文化活動促進のための振興と支援となっています。

改正案では市民生活局が削除されてスポーツ文化局が設置されます。

その任務は、(1)市民のスポーツ・文化芸術活動の振興と支援、(2)スポーツ・文化芸術施策の推進によるまちの活性化と一体感の醸成とされています。

市は、主要な施策・事業に「歴史と文化が薫る、誇りと一体感のもてるまちづくり」として、歴史関する事業を主要な施策・事業に位置付けています。

ところが、条例改正案から歴史の文言がなくなっています。

市民が住んでいる地域に愛着を持ったり、一体感を感じたりするには、歴史が重要だと考えます。ちぐはぐしているように感じます。

そこでお尋ねします。

ア 市は歴史についての発信に力を入れていますが、条例の任務から歴史の文言がなくなったのはどうしてですか。